

榛原地域就学前施設等建設工事について

I. 建設工事の概要

- | | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 工事名 | 都市構造再編集中支援事業 榛原地域就学前施設等建設工事 |
| (2) | 工事場所 | 宇陀市榛原下井足・榛原萩原元萩原 地内 |
| (3) | 工事期間 | 令和7年1月8日から令和8年2月27日まで |
| (4) | 設計及び工事監理 | 株式会社福本設計 |
| (5) | 施工業者 | 松塚・ハクリュウ・中作特定建設工事共同企業体 |
| (6) | 工事概要 | 鉄骨造2階建て 延床面積 3,420.24 m ² 建築面積 2,416.05 m ² |
| (7) | 許認可関係 | 令和6年12月 建築基準法による建築確認済証の交付
(国土交通省近畿地方整備局長指定確認検査機関)
// 都市計画法による開発行為許可(奈良県) |

2. 建設工事の進捗状況について

「榛原地域就学前施設等建設工事」は、令和7年1月より着工し、令和8年2月に竣工、同年4月の開園に向けて現在、躯体工事、内外装工事などを進めています。

榛原地域就学前施設等建設工事（11月）月間工程表

※工程は天候や工事進捗により変更となる場合があります



お気づきの点は、下記までご連絡ください。

宇陀市健康福祉部こども未来課
電話 0745-82-2236(直通)

現場事務所
電話 0745-96-9387



内外装工事 1F



内外装工事 2F

3. 「榛原就学前施設等について、計画・設計の見直しを求める請願書」について

令和7年2月、「榛原就学前施設等について、計画・設計の見直しを求める請願書」が7名より宇陀市議会に提出され、3月議会において採択されました。請願の趣旨は以下の通りです。

【請願趣旨】

- (1) こども園建設の計画並びに設計について、こども園自体の防災・安全のみならず、地域の防災・安全についての深慮遠望に基づいた、見直し変更の実施を求めます。
- (2) 周辺地域住民それぞれの生命・生活・家屋・財産を守るべく、防災・安全部面について十分に配慮した対策及び設計見直しを求めます。
- (3) 建設工事に伴う環境変化、特に嵩上げ・盛り土等の近隣への影響、地球温暖化によるこれまで経験したことのない降雨量など、環境変化を見据えた防災・安全対策を実施することを求めます。
- (4) 駐車場を全てフラットにし駐車場出入口を県道側に設け、敷地内で完結できる設計にする等の再考を求めます。
- (5) 上記の地域防災・安全対策を含め、こども園の計画・設計・建設について周辺地域住民の理解が得られるよう、丁寧かつ公正公平な情報開示及び説明を求めます。
- (6) 上記を実施するにあたり、一旦こども園の建設工事を停止して再考することを求めます。

※ 請願書抜粋（令和7年2月18日付け提出）

4. 計画・設計変更について

周辺住民の皆様から「地域にはより丁寧な説明が必要である」との強いご指摘をいただき、さらには請願書が提出される事に至ったことについては、重く受け止めております。

地域住民の皆様と繰り返し話し合いを重ね、協議の場でいただいたご意見を踏まえ、計画や設計の見直しを進めています。

下記のとおり、計画変更・設計変更となった点について、ご説明いたします。

(1) 駐車場レベルの変更【資料2、3参照】

R7.1月時点 資料2

駐車場レベルは、県道側入口から河川側に向けて 20m 入ったところから西側出口スロープ手前まで 70cm 上げる計画

R7.10月時点 資料3

駐車場レベルはフラットに変更

(2) こども園の出入口の変更【資料1、2、3参照】

R6.8月時点 資料1

こども園出入口は、旧三洋堂書店があった頃と同じ県道側（車両出入口）に計画
保護者説明会で「敷地内混雑回避と安全確保」が求められる

R7.1月時点 資料2

県道側の車両出入口を施設の西の位置へ移動

- 入場後、玄関側（乳児棟）と幼児棟側の駐車動線を分けることで構内の渋滞を緩和する。
- 西側の緊急用車両等出入口を通常時から車両出口として使用する計画。

R7.10月時点 資料3

- ① 西側車両出口を取りやめ、入出場は県道側出入口から行い、駐車場南側に緊急用車両等出入口を設置する（通常時は施錠）。
- ② 緊急用車両等の走行に必要な道幅を確保するため、南側河川敷を整備。

→ 緊急時の車両出入り口を二方向で確保。河川敷の道幅を広げ、車両の園内へのアクセスを容易にする。

(3) 排水計画の変更【資料4、5参照】

R6.8月時点 資料4

- ① 宇陀川の既設排水管Aへ 63.78%
- ② 県道側3か所（B、C、D）へ 36.22%

R7.10月時点 資料5

園庭の位置に排水管Eを新設し、既設排水管Aと県道側への排水を減少させる

- ① 宇陀川の既設排水管Aへ 0.00%
- ② 県道側3か所（B、C、D）へ 30.47%
- ③ 宇陀川の新設排水管Eへ 69.53%

→ 変更後の排水計画について、**宇陀土木事務所等と協議済み**

(4) 玄関前花壇の計画変更【資料3参照】

R7.10月時点 資料3

地元協議により玄関前花壇の幅を変更

→ 県道31号線歩道の歩行者に圧迫感を与えないように改善

(5) 南側擁壁の高さ変更【資料6参照】

R7.10月時点 資料6

地元協議により南側擁壁の高さを変更

→ 南側河川敷の歩行者に圧迫感を与えないように改善